芽室町都市計画税条例改正案の概要

税目 都市計画税

改正項目	関係条項	改	正	Ø	内	容	適	用	年 月	日	摘	要	
1 宅地等に対して	法第702条	新型コロナウ	7イルス感染症	臣の影響によ	り、社会経済	活動が変化したこ	令和	13年4	月1日				
課する都市計画税	法附則第18条	とを踏まえ、	納税者の負担	且感に配慮する	る観点から、	令和3年度の課税							
の特例	条例附則第4項	標準額が増加	ロする土地につ	ついて、令和る	3年度に限り	令和2年度の課税							
		標準額に据え	と置く特例措置	置を設ける。									
2 農地に対して課	法第702条	新型コロナウ	7イルス感染症	臣の影響によ	り、社会経済	活動が変化したこ	令和	13年4	月1日				
する都市計画税の	法附則第19条	とを踏まえ、	納税者の負担	且感に配慮する	る観点から、	令和3年度の課税							
特例	条例附則第10項	標準額が増加	ロする土地につ	ついて、令和る	3年度に限り	令和2年度の課税							
		標準額に据え	上置く特例措置	置を設ける。									